

平成29年度
第1回長浜市旅館等建築規制審議会
会議要点録

長浜市旅館等建築規制審議会

平成29年度第1回長浜市旅館等建築規制審議会

○日 時 平成29年7月7日（金） 午前10時00分から午前11時10分まで

○場 所 長浜市役所3階 3-Bコミュニティルーム

○出席委員 5人
金子尚志（会長）、小川敬子、伊藤和真、古川政博、塩田孝秋（敬称略）

○欠席委員 3人
菅原碩信、七里源正、堀川佳孝（敬称略）

○事務局 4人
嶋田課長、雨森副参事、丸山主幹、二宮主査

○傍聴人 なし

○配布資料

- ・次第
- ・資料1 長浜市旅館等建築規制審議会委員名簿
- ・資料2 長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例及び同条例施行規則
- ・資料3 旅館業法及び同法施行令（抜粋）
- ・資料4 会議の公開について
- ・資料5 旅館等建築計画届出書（写）
- ・資料6 条例施行規則第2条の「構造及び設備」を有するか否かの確認表

○会議要点録

1 開会

2 あいさつ

・嶋田課長

3 議事

特定旅館の認否について

- ・事務局から、資料5の届出書に基づき、建築（改築及び客室数の変更）計画の内容について説明した。

【審議】

（委員）

- ・レストランの位置が厨房から離れているが、動線に問題はないのか。

（事務局）

- ・動線までは確認ができていない。

（会長）

- ・動線については、設計の中で検討されるということで問題ないと考えられる。

(会長)

- ・2人での宿泊客をターゲットにされているが、条例上は1人又は3人以上利用できる部屋が相当数必要と明記されている。今回の案件については、オープンな共用施設を広くとっているため問題がないと考えているが、共用施設が改修されると特定旅館になるおそれがある。よって、審議会としての意見を付すべきではないか。具体的には、部屋数を変更する以外に、共用施設の改修等がある場合にも、届出に準じた手続を求めることが考えられる。

(委員)

- ・2人部屋に問題があるということか。

(会長)

- ・2人というコンセプトは新しい試みで良いと思う。また、必ずしも異性同伴ではないと考えられるため、特定旅館と判断することは妥当ではない。
- ・ただ、今回認めた建築計画から、運用の変更や部分改修が行われないように条件を付すことも必要と考えており、昨年度の答申においても、条件を付けた案件があった。

(委員)

- ・客室のみで考えた場合、特定旅館となる可能性があるため、共用施設の改修内容を確認できるように意見を付すべきとの案に賛成である。

(会長)

- ・今後、宿泊施設の整備が活性化してきた場合、同形態の旅館等が計画される可能性もある。将来的な事例に対応するためにも、共用施設の改修に対する意見を付すこととしてよいか。

(委員)

- ・異議なし

(会長)

- ・当該建築計画に係る建築物は、その構造及び設備並びに目的から、特定旅館とは認められないものとする。なお、改修等を行う場合は、報告等を行うよう条件を付す。

4 答申

- ・建築計画の届出があった建築（改築及び客室数の変更）をしようとする旅館等については、長浜市環境保全のための旅館等建築規制条例第2条に規定する「特定旅館」とは認められない。なお、運用後、改修等の計画が生じた場合は、条例の趣旨に基づいた設備及び構造にするとともに、条例に規定する建築以外の場合であっても、あらかじめ市長に報告等を行うこと。

5 報告事項

届出がないまま建築された旅館等からの建築報告について

- ・事務局から、受理した報告書に基づき、2件の旅館等の建築内容について説明した。

【意見】

(会長) 事務局にて適正な手続を進めていただき、問題等あれば審議会に諮っていただきたい。

5 閉会

- ・雨森副参事